

2021年（令和3年）1月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人番号及び個人番号カードに関することに係る
コンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）12月23日付けで諮問（第1050号）された個人番号及び個人番号カードに関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

マイナンバーカード（個人番号カード）（以下「マイナンバーカード」という。）の円滑な交付については、政府の交付想定スケジュールを踏まえ、各市町村において、マイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、交付体制の整備及び普及促進に取り組んでいるところである。

また、マイナンバーカードのさらなる申請の促進に向け、2022年（令和4年）度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、マイナポイント事業及び健康保険証利用の開始に向けた周知広報を行っており、マイナポイント事業のPRの一環として、マイナンバーカード未取得者へのQRコード付きの交付申請書の送付を2021年（令和3年）3月まで実施する予定である。

藤沢市においても、マイナンバーカードの交付申請が増加しており、窓口の混雑や交付業務の増加が生じているため、交付対象者の情報を集約し、地方公共団体情報システム機構が作成したマイナンバーカー

ドの受入れから、交付通知、交付予約の受付、交付までの業務を一元管理することで、事務の効率化を図り、交付窓口の混雑緩和及び利用者の利便性向上を目的として、マイナンバーカード交付予約管理システム（以下「管理システム」という。）を導入する。

以上のことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) システム概要

管理システムは、交付までの進捗状況を管理する交付管理システム、及びインターネット上にwebサイトを開設し、予約状況の管理を行う予約管理システムに大別される。

ア 交付管理システム

交付対象者の情報の一括取り込みを可能とし、当該システム上で一元管理を行うことで、交付対象者の情報の更新及び参照を簡素化する。

(ア) 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）から抽出した、交付対象者の情報（カード発行一覧CSV）の取り込み及び管理

(イ) 各業務フェーズにおける、交付対象者の事務処理進捗状況（交付前設定結果及び交付済結果）の管理及び出力

(ウ) 予約用ID及びパスワードの生成及び出力

予約用IDには、マイナンバーカード交付通知書に記載されている製造管理番号を使用する。

(エ) 交付案内の作成及び出力

(オ) 予約者情報（予約一覧CSV）の取り込み

予約管理システムから出力をした予約者情報を、交付管理システム上で突合し、交付対象者を特定する。

イ 予約管理システム

ASP（Application Service Provider）方式でインターネット上にwebサイトを開設し、運用する。

(ア) 予約の受付、照会及び取消

交付対象者は、予約用ID及びパスワードを用いて、インターネット上に開設したwebサイトに接続し、当該webサイトに公開された予約カレンダーから希望の日付を選択し、予約を行う。インターネット環境が無い等の理由により、システムを用いた予約ができない交付対象者については、電話で受付を行い、市民窓口センター職員が代理で予約を行う。予約の照会及び取消についても、受付と同様にwebサイトに接続し行う。

また、同世帯員等の複数人予約が可能であり、その際は、本人

同意の上、該当者すべての予約用 I D を入力し、予約する。なお、複数人予約の場合であっても、マイナンバーカードの交付は本人に行う。

- (イ) 予約者リストの作成及び出力
 - (ウ) 予約完了及びリマインドメールの自動送付
 - (エ) 予約設定（予約枠・時間の設定，交付場所の設定及び公開窓口数設定）
 - (オ) 予約者情報（予約一覧 C S V）の出力
- (3) コンピュータ処理の項目について

ア 交付管理システム

- (ア) 住基ネットからの取り込み項目（カード発行一覧 C S V）
 - a 4 情報（氏名，生年月日，住所及び性別）
 - b 電子証明書情報
 - c 製造管理番号
 - d 申請書 I D
 - e 発送番号

(イ) その他の管理項目

- a 予約用 I D（製造管理番号）
- b パスワード（生月日）
- c 進捗状況（交付前設定結果及び交付済結果）
- d 予約者情報（予約一覧 C S V）
 - (a) 予約用 I D（製造管理番号）
 - (b) パスワード（生月日）
 - (c) 交付場所
 - (d) 予約日時
 - (e) 予約結果（予約済）
 - (f) 電子メールアドレス（任意）
 - (g) 同時予約者 I D（製造管理番号）
 - (h) メモ

e メモ

イ 予約管理システム

- (ア) 予約用 I D（製造管理番号）
- (イ) パスワード（生月日）
- (ウ) 交付場所
- (エ) 予約日時
- (オ) 予約状況（照会可能）
- (カ) 電子メールアドレス（任意）
- (キ) 同時予約者 I D（製造管理番号）
- (ク) メモ

(4) コンピュータ処理を行う必要性について

本システムは、交付対象者の増加や事務処理が複雑化する中で、交付対象者の情報の更新及び参照を簡素化し、業務負担の軽減を図ること、及び窓口の混雑緩和を目的として導入するものであり、多くの情報を迅速かつ正確に把握及び管理し、円滑なマイナンバーカードの交付を行うため、コンピュータ処理を行うものである。

(5) 安全対策

ア 本市の安全対策

- (ア) 予約管理システムには、交付対象者の予約用 I D、パスワード及び発送番号のみアップロードするため、外部ネットワーク上で個人を特定することはできない。なお、交付対象者を特定するためには、外部ネットワークから分離された交付管理システム（基幹系ネットワーク）上で予約者情報を突合する必要がある。また、交付管理システム及び予約管理システム間の情報の受渡しは、直接接続せず、専用の外部媒体（U S Bを想定）を使用する。
- (イ) 職員は、事前にシステムの利用者登録を行い、交付された I D及びパスワードを用いてシステムにログインする。
- (ウ) システムにログインする端末は、市民窓口センター執務室内の端末に限定し、利用する端末はワイヤーロックで施錠されている。
- (エ) 交付された I D及びパスワードの利用は、市民窓口センター長に使用を許可された職員に限定する。また、操作可能な機能を個別に設定し、特定の職員にのみ管理者権限を付与する。
- (オ) 人事異動の都度、システムに登録する職員情報及び各職員に付与する権限を見直すとともに、I D及びパスワード管理の徹底と定期更新に努める。
- (カ) システムが適切に管理され、不正使用等が無いことを確認するために、職員のアクセスログの記録を取り、必要に応じて確認をする。

イ サービス提供事業者の安全対策

- (ア) 本市とサービス提供事業者の間で、S L A (S e r v i c e L e v e l A g r e e m e n t) をサービス提供開始日までに締結する。サービス提供事業者は、設定値を満たしていないと認められるときは、原因究明を行い、改善に努める。
- (イ) サービス提供事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマーク（Pマーク）の使用が許諾されており、日本産業規格「J I S Q 1 5 0 0 1 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に適合し、個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であるとの評価を得ている。

- (ウ) サービス提供事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム J I S Q 2 7 0 0 1 : 2 0 1 4 (I S O / I E C 2 7 0 0 1 : 2 0 1 3) を取得している。
- (エ) サービス提供事業者は、提供するサービスの利用に当たり、個人情報保護方針を定めるとともに、ホームページ上で公開し、サービス利用者の個人情報の適切な管理に努めている。
- (オ) サービス提供事業者が提供するデータセンターは、日本データセンター協会制定のデータセンターファシリティスタンダード (J D C C F S) において規定されている基準項目及び推奨項目において、ティア 3 以上に適合している。
- (カ) 本システムで取り扱う個人情報は、条例を遵守するとともに、本システムの利用については、藤沢市コンピュータシステム管理運用規程及び藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報保護に努める。

(6) 実施時期

2 0 2 1 年 (令和 3 年) 1 月 2 5 日

(7) 添付資料

- ア サービス概要資料
- イ 契約書 (写し)
- ウ サービス提供事業者の基本規程 (抜粋)
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本システムは、交付対象者の増加や事務処理が複雑化する中で、交付対象者の情報の更新及び参照を簡素化し、業務負担の軽減を図ること、及び窓口の混雑緩和を目的として導入するものであり、多くの情報を迅速かつ正確に把握及び管理し、円滑なマイナンバーカードの交付を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)ア及びイに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(イ), ア(ロ), ア(カ)

(ウ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(エ), ア(オ)

(エ) 日常的な安全対策

ア(ウ)

イ サービス提供事業者の安全対策

(ア) 実施機関がサービス提供事業者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(ア), イ(イ), イ(ウ), イ(ロ)

(イ) 日常的な安全対策

イ(エ), イ(カ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上